

新潟県災害対応基金実施要綱

平成 27 年 7 月 17 日制定
令和 元年 7 月 17 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新潟県災害対応基金（以下「基金」という）を活用して、被災者の早期の生活再建等に必要な支援を、県が、機動的に、かつ、きめ細かく実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
災害 災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害をいう。

(対象)

第 3 条 基金の活用対象となる災害の発生場所は、原則として新潟県内とする。
2 基金の活用対象となる災害の規模は、原則として新潟県災害救助条例が適用される規模以上とする。
3 前 2 項に定める災害の発生場所及び災害の規模にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、基金を活用することができるものとする。

(支援内容)

第 4 条 基金を活用して実施する支援は、別表に定めるところによる。
2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、被災者のニーズや市町村、関係団体等の意見を踏まえた支援を実施するものとする。

(意見聴取)

第 5 条 前条第 2 項に定める支援の実施にあたっては、必要に応じて、関係機関から支援に関する意見を聴取するものとする。

(その他)

第 6 条 その他、基金の活用に関して必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	事業内容
健康サポート事業	被災者の健康状態の把握や保健指導などの経費を補助
こころのケア	被災者の心の健康保持を図るための巡回訪問などの経費を補助
生活支援相談員設置	ニーズ把握等のための生活支援相談員の設置経費を補助
公営住宅入居支援	公営住宅に入居した高齢者世帯等を対象に家賃減免を行う市町村に対して減免額の一部を補助
住宅再建総合相談窓口設置	市町村の住宅再建総合相談窓口設置経費の一部を補助
学区外通学支援	学区外から通学することとなった児童生徒の通学を補助
カウンセラー派遣	私立学校に対しカウンセラーを派遣する経費を補助
農地の消雪促進対策	豪雪災害時における機械除雪及び消雪促進剤散布に要した経費を補助
手作り田直し支援	国庫補助の対象とならない被災農地・農業水利施設の復旧費用を補助